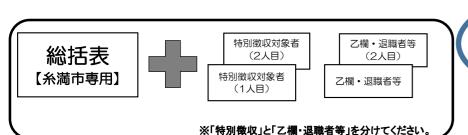
令和8年度(令和7年分)給与支払報告書の提出について

平素より本市の税務行政にご理解・ご協力頂き厚くお礼申し上げます。

給与支払報告書(「総括表」・「個人別明細書」)の提出時期となりましたので総括表を送付いたします。 下記の注意事項と裏面の「給与支払報告書(個人別明細書)の書き方」を参考にしていただき、期限内に提出して くださいますよう、よろしくお願いします。

提出期限は、<u>令和8年1月16日(金)</u>です。法定提出期限は令和8年2月2日(月)までですが、 事務の円滑化のため上記期限内までにご提出をお願いします。



マイナンバー記載 を忘れずに!

総括表提出に係る注意事項

- ① 事業所の名称を記載し、事業所印を 押印してください。
- ② 「報告人員」は、令和8年1月1日 現在で糸満市に住んでいる人数を記入し てください。令和7年中に退職された方 につきましても提出が必要です。
- ③ 所在地には、「ビル名」「部屋番 号」などの方書も記入してください。
- ④ 報告書について応答する担当者の係
- 名・氏名・電話番号を記載してください。
- ⑤ 税理士や会計事務所等に年末調整事 務を依頼している場合は、総括表を使用 するように連絡してください。
- ⑥ 事業所情報変更 有無にチェックと 変更ありの場合は変更情報について〇を つけてください。

令和 8 年度給与支払報告書(総括表) 例							
糸満市長 殿 令和	3 年 1月 7日 提出	訂正 追加					
給与の支払期間	令和 7年 O 月から Δ 月分まっ	で※ 指 定 番 号					
給 与 支 払 者 の 個人番号又は法人番号	1234567890123	00000000					
フ リ ガ ナ 給 与 支 払 者 の	株式会社いっとまん ユ	種目その他の産業					
氏名又は名称 所得税の源泉徴収	株式芸社にうとまん 受 総	給 者 O 人					
をしている事務所 又は事業の名称	普通復	数収対象者 △ 人数収対象者 □ -					
フ リ ガ ナ	のケンのシのマチのチョウメのバンのゴウ 告 (退	職者)					
同上の所在地 給与支払者が	○県○市○町○T目○番○号人 普通復	Λ					
法人である場合	糸満 一郎 員報告力	人員の合計 △+□+◇の合計(人)					
の代表者の氏名 連 絡 者 の 氏 名	所 税 務	管 O O 税 務 署					
所属課、係名 及び電話番号	OO課 OO係 ΔΔΔ-×××-□□□□	支払方法 の 期 日 年 月 ム 日					
関与税理士の氏名 及び電話番号	糸満 三郎 △△△-××××-□□□□ 納 入 書	書の 送 付 必要 不要					
事業所情報変更 有無	■なし ・ 口あり(住	E所 · 名称 · TEL)					

給与支払報告書に係る注意事項

- 〇糸満市においては、令和2年度分から給与支払報告書(個人別明細書)を**正本1部**で提出していただいておりま
- ○マイナンバー制度の施行に伴い、給与支払報告書には従業員および従業員の扶養親族の個人番号を記載することが義 務付けられています。記載漏れの場合は、市県民税の適正な課税や扶養控除の確認ができない場合がありますので、事 業所におかれましてはご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。また、個人番号の記載が間違っている報告書は 再提出となります。
- 〇給与支払報告書を提出した後に退職・転勤等があった場合は、「給与所得者異動届出書」の提出をお願いします。
- ○前職分の給与を含んでいる場合は、摘要欄に前職場の名称、住所、退職年月日、給与支払金額、社会保険料額、源泉 徴収額を記載してください。
- ○平成29年度から県内すべての市町村において個人住民税の特別徴収義務者の一斉指定を実施しています。 (個人住民税の特別徴収に関するFAQについては、「沖縄県公式ホームページ]より (個人住民税の特別徴収) で検索を お願いいたします。

【問合せ先】糸満市役所 税務課 TEL:098-840-8128 FAX:098-840-8153 表1: 真面P4 9. 22 参考管料

表2: 宣面P4 (3-3. 20) 参考者料

97.1.3		•	e voan	女と・表面「す し ひ、し マラ貝行	
特定親族特別	区分 (特定親族	区分 (特定親族	合計所得金額	区分	記載方法
控除の額 が居住 者)	が非居住 者)	か非居住		その他の住宅借入金等特別控除の場合(増改築等を含む。)	住
63万円	10	11	58万円越 85万円以下	その他の住宅借入金等特別控除の場合(増改築等を含む。) で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	住(特家)
61万円	20	21	85万円越 90万円以下	認定住宅(等)の新築(取得)等に係る住宅借入金等特別 控除の場合	≣刃 □心
51万円	30	31	90万円越 95万円以下	認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で 住宅が特例認定住宅等に該当するとき	認(特家)
41万円	40	41	95万円越 100万円以下	特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	増
31万円	50	51	100万円越 105万円以下	東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が 居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年	
21万円	60	61	105万円越 110万円以下	から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等を した家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条 の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」	震
11万円	70	71	110万円越 115万円以下	の規定(以下「震災再取得等」といいます。)の適用を選 択した場合	
6万円	80	81	115万円越 120万円以下	震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家 屋に該当するとき	震(特家)
3万円	90	91	120万円越 123万円以下		

令和3年(2021年)1月以後提出する給与支払報告書については、前々年における給与所得等の源泉徴収票の税務 署へ提出すべき枚数が100枚以上であるときは、eLTAX又は光ディスク等による電子申告が義務化されました。

電子申告に係る留意事項

○ 給与所得(及び公的年金等)の源泉徴収票のe-Tax又は光ディスク等による提出が義務付けられた年分については、 市区町村に提出する給与支払報告書(及び公的年金等支払報告書)についてもeLTAX(地方税ポータルシステム)又は 光ディスク等による提出が義務化されています。

ELTAX とは・・・地方税ポータルシステムの呼称で、インターネットを利用して地方税における手続きを電子的に行う システムのことです。自宅やオフィスから手続きでき、利用者認証や電子署名により不正なアクセスを防止しセキュリティ 対策が行われています。

- 利用の流れ(初めての方へ)
- ① 利用届出を行います。 → eLTAXのホームページから利用者 I Dを取得します。 ※パソコン環境・e-mailアドレス・電子証明書等の準備をしてください。
- 「手続き完了通知」が届きます。 → 利用届出(新規)の際に入力したe-mailアドレスで受け取ります。
- ③ eLTAX対応ソフトウェアを取得します。 → ホームページから、申告書の作成・送信を行うためのeLTAX対応ソフト ウェア (PCdesk) を取得してください。
- ④ 電子申告、共通納税、電子申請・届出を行います。 → 手続きできる種類の一覧はeLTAXのホームページをご覧ください。
- ・電子申告【個人住民税(給与支払報告書や特別徴収に関わる届出書・申請書など)、法人都道府県民税、法人事業税、 特別法人事業税、法人市町村民税、固定資産税、事業所税】
- ・共通納税【電子申告に係る納付や延滞金・加算金の納付、特別徴収に係る本税の納付や延滞金・加算金の納付など】
- ・電子申請・届出【法人設立・設置・異動届や申告に関する届出、特別徴収義務者の所在地・名称変更通知書など】
- ※ eLTAX地方税ポータルシステムのホームページ・・・https://www.eltax.lta.go.ip/

((u) (u)

入 書

が 必 要

な

場

合

は

必

要

に

0

を

つ

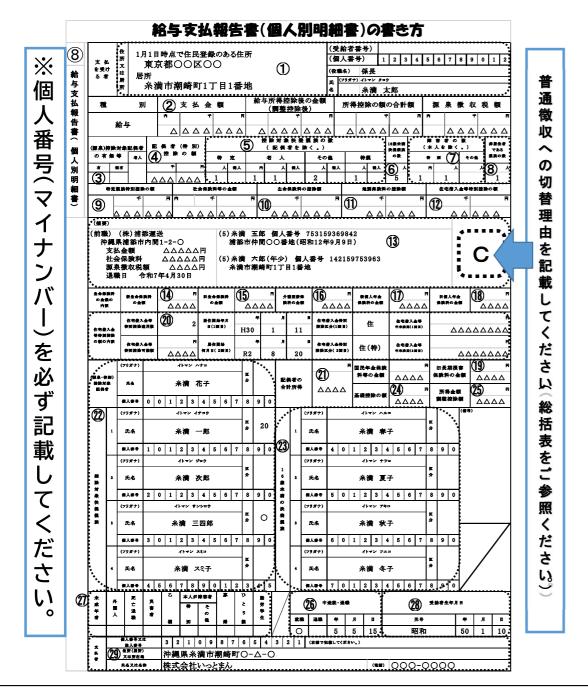
け

て

だ

さ

L



- ①【住所】欄・・・受給者の令和8年1月1日(中途退職者は退職時)現在の住所又は居所を確認し記載してください。住民 票に記載がある住所と現在住んでいる住所が異なる場合は、両方の住所を記載してください。
- 【個人番号】欄・・・受給者の個人番号(マイナンバー)必ずを記載してください。
- 【氏名】欄・・・住民票通りの氏名を記入し**必ず**フリガナを記載してください。
- ② 支払金額・・・令和7年中に支払った給与等の金額を記載してください。 中途就職者で、前職分の支払金額も含めて年末調整をした場合は、前職分の金額も合算して記載してくだ さい(※その場合、摘要欄に内訳を記載してください。→⑬ (摘要)欄の4を参照)
- ③ (源泉)控除対象配偶者の有無等・・・配偶者の令和7年中の合計所得が58万円以下の場合該当します。 【有】欄・・・控除対象配偶者を有しているときは「O」を記載してください。 【老人】欄・・・控除対象配偶者が70歳以上(昭和31年1月1日以前生まれ)の場合、「〇」を記載してください。
- ④ 配偶者(特別)控除の額・・・配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記載してください。配偶者特別控除は配偶者の 令和7年中の合計所得が58万円超133万円未満の場合に該当します。その場合、配偶 者の合計所得金額を20欄にも記載してください。
 - (注)受給者本人の合計所得が1000万円を超える場合は、配偶者(特別)控除の適用を受けることができません。
- ⑤【特定】欄・・・平成15年1月2日~平成19年1月1日生まれの扶養親族(19歳以上23歳未満)の数を記載してくだ
- 【老人】欄・・・昭和31年1月1日以前生まれの扶養親族の数を、同居の場合、その数を【内】欄に記載してください。 【その他】欄・・・平成22年1月1日以前生まれで、配偶者・特定扶養及び老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記 載してください。
- 【特親】欄・・・平成15年1月2日~平成19年1月1日生まれの特定親族(19歳以上23歳未満)であり、令和7年中 の合計所得が58万円超123万円未満の数を記載してください。
- ⑥ 16歳未満扶養親族の数・・・平成22年1月2日以後に生まれた扶養親族。
- 詳しくは国税庁の「年末調整がよくわかるページ」「年末調整のしかた」等でご確認下さい。pa

- 障害者の数(本人を除く)・・・③~⑥の扶養親族で障害の方がいる場合、この欄にも記載してください。 【特別】欄・・・特別障害者である場合その人数を、同居の場合、その人数を【内】欄に記載してください。 【その他】欄・・・特別障害者以外の障害者の人数を記載してください。
- ⑧ 非居住者である親族の数・・・③∼⑥の扶養親族のうちに国内に住所を有しない方がいる場合にはその人数を記載してくだ さい。
- ⑤ 特定親族特別控除の額・・・特定親族特別控除の額を記載してください。 ※表面 P2表1参照
- 「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した金額(⑭~⑱に該当するすべての生命保 生命保険料の控除額・・・ 険料控除額の合計額)を記載してください(上限12万円)。
- 1) 地震保険料の控除額・・・ 「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した金額を記載してください。また、平成1 8年末までに契約した長期損害保険料の控除額が含まれている場合、令和7年中に支払った当 該保険料の金額を⑩欄に記載してください。
- ⑫ 住宅借入金等特別控除の額・・・年末調整の際に「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」に基づい て算出した住宅借入金等特別控除の額を記載してください。当該控除額が算出所得税額を 超える場合は算出所得税額を限度に記載してください。
- (摘要)欄
- ②、②の欄に入りきらない5人目以降の扶養親族の氏名、マイナンバー(個人番号)を記載します。この欄に記載される扶養親族が次に該当する 場合は、それぞれ次のように記載してください。
- 16歳未満の扶養親族→「氏名(年少)」・国外に居住する扶養親族→「氏名(非居住) 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、その氏名及び同一生計配偶者である旨を 例:「氏名(同配)」
- 3. 年末調整の際に3以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がある場合は、3回目以降の住宅の取得等について、その住宅の取得等ご 「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載してください。 ※表面 P2 表2参
- 令和7年の中途就職者で前職分の支払金額も含めて年末調整をした場合は、前職分の給与支払金額・社会保険料・源泉徴収税額、前職場の名称・ 住所・退職年月日を記載してください。
- 「賃金の支払の確保等に関する法律」第7条の規定に基づき未払給与等の弁済を受けた退職勤労者については、同条の規定により弁済を受けた旨 及びその弁済を受けた金額を記載してください。
- 6. 災害により被害を受けたため給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた場合は、「災害者」欄に「〇」を付すととも に、徴収猶予税額を記載してください。
- 租税条約に基づき所得税の免除を受ける方は、免税対象額及び該当条項「〇条約〇条該当」を赤書きしてください。
- 8. 令和8年度の市・県民税を特別徴収できない場合は、総括表の「普通徴収切替理由書」に記載されている理由に該当する略号 (a~f) を必ず記載 してください(**記載がない場合は特別徴収となります**)
- り、年末調整をしていない場合は、「年調末済」と必ず記載してください。
 9. 年末調整をしていない場合は、「年調末済」と必ず記載してください。
 10. 退職手当等の支払を受ける一定の配偶者又は扶養親族がいる場合、摘要欄に【氏名、続柄、生年月日、令和7年中の退職所得を除いた所得(配偶者に限る)、障害者の区分、寡婦又はひとり親】を記載してください。
 例:(退)「氏名(同配)昭和50.12.10、 ※満市字系為〇番地、特別障害者、〇円
 11. (摘要)欄については、今回御説明している内容以外にも記載いただく事項がございます。詳細については国税庁作成の「給与所得の源泉徴収
- 票等の法定調書の作成と提出の手引」を御確認ください。
- (20) 住宅借入金特別控除の額の内訳
 - 【住宅借入金等特別控除摘要数】欄
 - 控除の適用がある場合は、当該控除の適用数を記載してください。
 - 【住宅借入金等特別控除可能額】欄
 - 控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合に記載してください。
 - 【居住開始年月日(1回目、2回目)】欄
 - 居住開始年月日は和暦で年、月、日を分けて記載してください。
 - 【住宅借入金等特別控除区分(1回目、2回目)】欄
 - 適用を受けている控除の区分ごとに、「住・認・増・震」を記載してください。また、当該控除の対象が特定取得に該 当する場合は、後ろに「(特)」を記載してください。 ※表面 P2 表2参照
 - 【住宅借入金等年末残高(1回目、2回目)】欄
 - 2以上の控除の適用がある場合又は特定増改築等に該当する場合は、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等年末残 高」を記載してください。
- ② (源泉・特別) 控除対象配偶者、 控除対象扶養親族等•••
- 控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者、及び控除対象扶養親族又は 特定親族の氏名、フリガナ及び個人番号(マイナンバー)をそれぞれの欄に必ず記載 してください。また、これらの方が国外に居住する非居住者である場合は、区分欄に「O」を記載してください。また、特定親族特別控除の適用を受けた場合は、特定親 族特別控除の額に応じて、区分の欄に<mark>※表面 P2 表1を参照し</mark>記載してください。
- ② 16歳未満の扶養親族・・・16歳未満の扶養親族の氏名、フリガナ及び個人番号(マイナンバー)を必ず記載してくだ さい。また、これらの方が国外に居住する非居住者である場合は、区分欄に「〇」を記載して ください。
- 基礎控除の額・・・基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。
- ⑤ 所得金額調整控除(年末調整済みの受給者のみ)・・・所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額控除の額を記載し
- ② 中途就・退職・・・令和7年の中途で就職・退職した方については、最新の該当欄に「〇」を記載し、その年月日を記載し てください。
- ② 未成年者から勤労学生までの各欄・・・受給者について該当する事項がある場合に〇をつけてください。 (ここでいう未成年者とは、平成20年1月3日以後に生まれた方をいいます)
- 28 受給者生年月日・・・受給者の生年月日と元号を記載してください。
- 支払者・・・給与等の支払者の住所又は所在地、氏名又は名称、電話番号及び支払者が法人の場合は法人番号を、個人事業 主の場合はマイナンバーを右詰で記載してください。